

中国経済特区理論問題資料

西村 幸次郎

I 解説—経済特区の性質論を中心に

1 経済特区の政策と法

一九七八年一月に中共十一期三中全会が開催され、そこで「プロレタリアート独裁下の継続革命」論を放棄するとともに、社会主義的民主主義の発揚および社会主義法制の強化ならびに社会主義的経済建設の重視を内容とする、基本路線が打ち出された。そして、経済建設の重要な側面として、対外経済開放政策がクローズアップされる。一九七九年七月には中共中央・国務院が「特殊な政策と臨機応変の措置」として「輸出特区」の設置を決定し、八〇年三月にはこれを「経済特区」に改称している。前後して、「中外合資経営企業法」(七九年七月、

通称合弁法)、「広東省経済特区条例」(八〇年八月)などの関連法令が出され、八二年一月には根本法としての憲法が採択されている。とくに、憲法一八条は、「外国の企業その他の経済組織または個人」が「中国で投資し、中国の企業またはその他の経済組織と各種形態の経済的協力をおこなうことを許可する」とともに、外資側の中国の法律遵守義務、合法的権利・利益の保護を定め、対外経済開放政策に基本的な保証を与えている。八三年の九月には、「中外合資経営企業法実施条例」が公布され、先の「合弁法」をいっそう詳細かつ具体的なものにしている。その他、八四年三月には一四地区の経済技術開発区が設定されるなど、対外経済開放政策がいっそう進められている。

2 経済特区の現状

(1) 経済特区の範囲と一般的特徴

経済特区は、性格上、台湾・香港・マカオ問題に対処するための「特別行政区」(憲法三二条)とは異なり、その範囲についてみると廈門が一二三平方キロメートル(全市)、深圳が三二七・五平方キロメートル、珠海が六・八一平方キロメートル、汕頭が一・六平方キロメートルである。

経済特区の特徴としては、一般的には次の諸点があげられている。(董成美／西村訳「中国経済特区の若干の問題について」本誌一九卷一号八二頁参照)つまり、①関税・所得税の減免および外貨管理について投資家に充分な優遇措置を与える。②管理機構を設置し、これに特区の事務を処理する全権をもたせる。③経済発展のために、主に外資を利用し、先進的な技術・設備・経営管理の方法を導入する。④複数の経済要素が併存するが、合弁企業と外資単独企業を主とする。⑤特区内の製品は主に輸出にむけられ、サービス業は投資家を主な対象とする。⑥市場経済、対外開放、対内隔離を実施し、特区とその他の区域との間に明確な境界線を設ける。

(2) 経済特区の建設

八四年六月現在における、特区毎の外資導入件数は、深圳一三、〇一七、珠海一五四、汕頭一四〇、廈門一九二である。投

資協議額は八〇億ドルに達し、経営形態別では共同経営および協同開発における外資導入量が多い。

最大規模をほこる深圳については、七九年から八三年の五年間におよぶ詳細なデータが「人民日報」(八三年三月二九日)に発表され、その後『人民中国』(八四年二月号、とくに「数字で見る深圳の建設」二七頁参照)に邦訳されている。これによって、基本建設投資額(一九億六、三七二万元)、工業総生産額(一四億七、〇四〇万元)、外資の導入(協議投資額一八億ドル、実際投資額四億ドル)、経営形態(合弁一二七件、共同経営二八九件、単独外資四四件)、産業(工業一、八四七件、商業・飲食サービス業一三二件、交通・運輸業二八件、不動産業五九件、観光業一六件、農牧水産業その他四二三件)、建築面積(竣工面積三、四一三、〇二二平方メートル、住宅面積一、五四四、九一七平方メートル)等の主要項目の現況を見ることができ(そのほか『中国特区経済』、『前進中的深圳』、『中国经济特区手冊』、『深圳特区基本建設經驗』などを参照、後掲のものとはここでは割愛)。

(3) 経済特区に対する批判

以上のような状況にある経済特区に対して、これまで種々の批判および懸念が表明されており、それらは次の諸点にまとめられるであろう。つまり、①一九五二年に在華外資企業が存在

を終結させている以上、どうして今また門戸を開放するのの理解できない、②資本主義の飛び地、外国資本主義の復活である、③植民地化・小香港化の恐れがある、④精神汚染の発生源となる、⑤社会主義を行なっているのか、それとも資本主義を行なっているのかわからない、⑥基礎の薄弱なところでは大きな発展は望めない。

これらの批判は、外国経済勢力を一掃して自力更生を基本に長年進んできた中国の歴史から考えて、「主権の喪失」につながることを心配したり、精神面で悪影響のすることを懸念しているようである。

3 経済特区の理論的諸問題

(1) 理論的諸問題

「広東省経済特区學術討論会」(本誌に訳載)がそれまでの三年におよぶ実践をふまえて、八二年六月七日～一四日の間開催され、北京、上海、四川、福建および香港から参加者があった。この「學術討論会」は、中共広東省委員会の指導のもとに、広東省社会科学学院、同省社会科学連合会、深圳市経済学会が行なったものである。その内容は、『前進中的中国経済特区』(孫儒主編、八二年七月、とくに一一〇頁参照)において見ることができる。

それによると、討論の柱は次の通りである。

- (一) 特区の性質、意義および役割の問題
- (二) 特区の計画と市場関係の問題について
- (三) 特区の経営形態および特区の貨幣発行問題について
- (四) 特区の土地使用料の性質および計算の問題について
- (五) 特区の立法、仲裁および精神文明の問題について
- (六) 特区建設強化の建議について

およそ一年後の八三年夏には、中共広東省委員会宣伝部と広東省社会科学連合会の共同開催による、特区の経済的性質問題についての理論討論会がもたれ、その要旨が『経済学周报』(八三年八月二三日)および『新華文摘』(八三年第十一期四五頁)において「特区の経済性質は何か?」のテーマでとりまとめられている。

その後、八四年四月一〇日～一八日の期間、「深圳経済特区理論座談会」(本誌に訳載)が深圳市委政策研究室と深圳市経済研究会によって開催され、深圳市の関係者、著名な経済学者、特区の専門家が参加し、自由活発な討論が展開された。その内容は、『特区經濟理論問題論文集』(千家駒・卢祖法主編、八四年一二月、一五六頁以下参照)にとりまとめられている。

そこでの主要なテーマは、次の四点である。

(一) 経済特区の性質の問題について

(二) 特区は国家計画の指導の下で市場調節をいかに実行するかの問題について

(三) 特区経済に適合する価格体系をいかに確立するかの問題について

(四) 外資銀行が深圳特区において支店を確立することの必要性および可能性の問題について

さらに、もっとも最近では一九八五年十二月一日～二〇日に、珠海において「広東省第二次経済特区學術討論会」が開催されたが、その要旨が『社会科学』（一九八六年第三期八〇頁）誌上に、(一)特区五年來の發展に関する評価、(二)特区に存在する問題について、(三)存在する問題を解決する措置について、(四)特区の今後の發展方向について―の四点にまとめられている。

(2) 経済特区の性質について

ここでは、八二年・八三年の討論会および八四年の座談会から、経済特区の性質をめぐる議論に焦点をあててみたい。これについては、次のようないくつかの見解がある。

(a) 「社会主義」とするもの。これは、中国が社会主義国家であり、特区の設置は四つの現代化実現に奉仕するものであることを理由とする。

(b) 「社会主義国家の管理（もしくは指導）の下における、国家資本主義を主要な要素とする、多種經濟の併存する總合体」

とするもの。これは、特区の国家資本主義は唯一の要素ではなく、主要な要素にはかならない、として特区内の国营、集団および個人經濟の存在に留意する。

(c) 「国家資本主義」とするもの。これは、国家資本主義經濟がなければ特区は存在しないのであり、本質を反映する經濟要素をしつかり掌握することが重要であって、多種類の經濟要素を考慮する必要はない、とする。

(d) 「社会主義と資本主義の二重の性質をもつ」とするもの。

これは、資本主義的要素は社会主義國家の監督と制限を受けるのであり、社会主義的条件下の国家資本主義の發展方向は社会主義であり、したがって社会主義的性質の側面が基本的である、とする。なお、これに類似の見解として、「社会主義と資本主義の両經濟制度の併存する中間地帯」、「社会主義的上部構造プラス国家資本主義を主とする多種類の經濟要素の併存する地区」とするものがある。

以上の諸見解の中で、八四年四月の座談会では(b)説が大方の比較的に一致した意見となっており、前述の根拠・利点のほかに次の三点があげられている（『特区經濟理論問題論文集』三七～八頁参照）。

①社会主義の經濟特区と資本主義のそれを厳密に区分し、また、その他の類型の國家のものとも区分し、中国の經濟特区は

社会主義国家によって指導された国家資本主義である。

②特区経済それ自体の、社会主義経済と資本主義経済の間の相互関係を的確に体现する。経済特区は単純な混合ではなく、社会主義経済が「制限を加えることができ、その限界をさだめることができるような資本主義のことである」(レーニン)。

③社会主義の国民経済全体と特区経済の相互関係における指導と被指導の関係を反映する。この指導を通じて、特区経済は社会主義の国民経済の軌道に乗せられ、その構成部分となることができ、社会主義経済にとって有利な方向に発展させることができる。

もちろん、この有力説(ないしその周辺)に対して批判がないわけではなく、例えば、「社会主義国家管理下の国家資本主義を主体とする、新型の過渡的経済」とする論者によって以下のような反論がなされている(『特区経済理論問題論文集』三〇頁参照)。

第一に、「社会主義経済全体の指導下にある」とする点は適切とは言えないとし、その理由を次のように述べる。つまり、特区経済の市場は主に国外にあり、製品は主に国外で販売し国際市場の制約を受け、資本主義の経済法則および価値法則の支配を受け、その経営活動は社会主義経済政策・法令の拘束を受けるが、社会主義経済は結局のところ特区経済を充分には指導

できない。

第二に、「中外合資、共同経営企業および外資単独企業を主とする」という点に向けられている。つまり、ここでの「主とする」は、主導ではなく、国营経済要素その他の経済要素がそれについていくのではなく、やはり社会主義の経済法則の要求に従って事を運ばなければならないのであり、それ故「主体」に改めればいっそう実際に合致することになる。

第三に、「総合体」に対する批判である。つまり、それは混合物であることを説明するにすぎず、事物の表面的な連関から概括するものであり、総合体の性質に対して明確なイメージが与えられない。

4 若干のコメント―「国家資本主義」に関連して

経済特区の性質については、有力説にしてもそれに対する批判説にしても、「国家資本主義」をその立論の基礎に思いこんでいる。今後の理論的実践的蓄積の過程でいっそう深化されるものと思われる。従って、この時点での論断は容易にはなしたがたい。ただ、この議論に関連して、今後の研究の前提作業ともなる若干の問題点を指摘しておきたい。

第一は、国家資本主義について、今日の中国と革命直後のソビエト・ロシアとの歴史的條件の相違があるということであ

る。中国では、経済特区設置の理論的実践的根拠として、レーニンの国家資本主義論の創造的運用を強調し、経済特区はソ連の場合と比較すると、形態上多くの新たな発展をとげているが、性質上は同じように国家資本主義に属する、とする（董成美・前掲八五頁参照）。レーニンの場合、小商品生産・個人経営の国家資本主義形態による社会主義化の構想であったのに対して、今日の中国では逆の方向とも言える、農村での個別経営化・小商品生産化、国家資本主義（単独外資企業、合弁企業）などの導入による経済発展の道を歩んでいる（『世界』八四年九月号六二頁参照）。いずれにしても、国家資本主義について

の中ソの歴史的諸条件の相連に留意しなければならない。その際、対外経済開放政策の根底にある「相互依存と相互協力」という、国際経済協力システムに対する中国側の対応変化を、中国の国内的・国際的諸条件において考える必要があろう。

第二は、中国の歴史的発展において、特区の国家資本主義が社会主義的改造期のそれと同一か否かという問題である。大方の意見は、両者の相連を認めている。すなわち、社会主義的改造期においては、民族資本家の資本主義的工商業に対する利用・制限・改造政策（平和的な買戻し政策）にもとづいて、国家資本主義の諸形態によって国営化するものであり、それに対して、今日の特区の場合は外資を導入して中国の経済建設を

発展させることを目的としている（方卓芬「経済特別区の性格について」『北京周報』八一年三五号二七頁参照）。このように、国内資本と外国資本の区別があるとともに、現在は国営化についてはほとんど触れないで外資に対する優遇政策をもっぱら強調する傾向にある。

しかし、一定の経営期間もしくは合弁期間の終了後、単独外資企業・合弁企業はいかなる取り扱いを受けるのかという問題に遭遇せざるをえない。こうした外資側の一定の懸念に対して、鄧小平氏は、開放政策について「長期的な政策であって、少なくとも五〇年から七〇年は変わらない」と説明している。また、八二年六月広州で開催された「中国投資促進会議」において魏玉明氏は次のように述べている。つまり、「外国投資家が中国政府の法律に違反せず、その投資事業が中国の公共の利益と秩序を損なわないかぎり、その投資は没収されることはない。たとえ大規模な戦争もしくは重大な自然災害など不可抗力の事故が発生して、外国の投資を収用せざるをえないときでも中国政府は法律上の手続にしたがって処理し、公平・合理の原則にのっとって補償する」（『北京周報』八二年三〇号二〇一頁）。八二年三月二九日に発効の、スウェーデン政府との「投資保護協定」は「補償」について「差別しない原則」のもとで収用または国有化措置をとること、「補償額は収用される時点の投

資の価値に相当すべきであり、実際に交換し自由に移動できるもので、不当に遅延してはならない」(『北京周报』八四年三九号四四頁)としている。

このように、中国側は外資企業の国有化について一定の見通しを有しているのであり、現在のところ次のような形態別の説明が示唆的である。

つまり、(1)合併企業の場合、契約期間満了後、一般に企業的全財産が中国側の所有となり、例外的に中国側が外資持株と權益を買い取る。(2)共同経営企業の場合、契約期間の満了によって一般的には全設備が中国側の所有となる。(3)外資単独企業の場合、協議期間の満了後、全設備と資産について投資家が協議書の規定に照らして処理する。(『特区經濟理論問題論文集』前出、二〇頁参照)

さらに、この点について国内的経験としての、全業種にわたる公私合営後の民族資本家の生産手段所有權をめぐる論争がどのように参照されるかについて注目したい(西村『中国における企業の国有化』一五五頁以下参照)。

第三は、特区の性質と特区合併企業の性質を区別して論じなければならぬ、ということである。そして、具体的には社会主義国家(企業)と中国との合併企業の性質が問題になる。これについての議論は充分になされていないが、関懷編『經濟法

文選』(二〇一頁)の次の論及に注目しておきたい。つまり、本書は「合併企業の性質は、一律に国家資本主義的性質とは見做しえない」として、「中国と資本主義国家との合併企業は国家資本主義的性質であると言えども、その他の社会主義国家との合併企業は社会主義的性質であると言わなければならない」とする。そして、以上の区別にもとづいて、企業利潤の性質の相違を次のように説明している。つまり、(1)合併者が社会主義国家である場合、その取得する利潤は全人民的所有に属し、中国側の取得する利潤と同様に社会的控除であって搾取ではない。(2)外国の合併者が資本家である場合、その取得する利潤は資本家の個人的財布にしまいこまれ、合併企業の従業員に対する搾取と見做さざるをえない。

第四は、特区企業における「労働に應ずる分配」原則の実施をどのように見るかという問題である。言うまでもなく、「各人は能力に応じて働き、労働に応じて分配を受ける」という「分配原則」は公民の「個人的所有權」と密接な關係を有する。その点で、五四年憲法は「個人的所有權」の条文をおくものの「分配原則」を規定する条件をもたなかった。七五年憲法では「個人的所有權」と同一の条文に、しかもそれに先行するものとして規定し、七八年憲法では「個人的所有權」のあとに規定している。それに対して、八二年憲法は「社会主義的經濟

制度」(六条二項)に引き上げ、「個人的所有権」(一三条)の条項と切り離している。この変更は単に形式上だけでなく一定の内容上の問題も含んでいる。つまり、今日の中国の客観的條件(経済・所有制)において、「労働に應ずる分配」原則を公民一般に適用できない状況下にあることを示している。具体的には、「個人経営経済」(二一条)、「外国企業その他の外国経済組織および中外合資企業」(二八条)における勤労者(公民)に対しては、この分配原則を全面的には適用できないのである。このことは、国家資本主義の存在にともなう当然の結果であろう。このことに関連して「中外合資経営企業法实施条例」が、「合弁企業の賃金・報奨制度は、労働に應じて分配し、多く働けば報酬も多いという原則に合致しなければならぬ」(九三条)と規定するものの、分配原則を貫徹しないのである。なぜなら、単独外資企業・合弁企業に「搾取」の問題が存在するからである。つまり、利潤の分配から見ると、一部は労働者の賃金および副利費に回され、他の部分は税金および土地使用料の形態で中国(社会主義国家)の財政収入となり、それらを控除した残りの部分が純利潤(剰余価値)として外資側の取得となる(董成美・前掲八九頁参照)。この剰余価値は、外資・技術導入の「代償」「授業料」として容認しなければならぬものである。

むしろにかえて

現在、中国の対外経済開放政策は、国内外の諸条件の下で試行錯誤を続けているが、以下に訳載の八二年の討論会と八四年の座談会は今後ともしばしば立ち返って議論すべき重要な論点を含んでいる。

〔本解説は、「中国経済特区の若干の問題」(『社会主義経営学会研究年報』第一〇号)に若干加筆したものである。〕

II 一九八二年広東省経済特区学術討論会紀要 (広東経済学会)

経験を総括し、ひき続き前進し、経済特区をしっかりと運営するために、中国共産党広東省委員会の支持と指導のもと、広東省社会科学学院、広東省社会科学学会、深圳市経済学会が六月七日から一四日の間、深圳市において共同で広東省経済特区学術討論会を開催した。会議は主に以下のいくつかの問題を討論するとともに、特区の建設について若干の建設的意見を提起した。

一、特区の性質、意義および役割の問題について

(一)経済特区の性質の問題について

特区の性質を研究する必要性があるか否かの問題において、一つの意見は、特区は社会主義国家が関税の減免によって外国資本および香港資本を集中導入する地区であって、国内では普遍的に設立されないことを理由に、特区の性質を討論することはそれほど大きな意義はないとする。もう一つの意見は、特区の性質は避けて通ることはできないものであり、これは用語・概念の争いではなく、われわれが特区を運営することの必要性およびいかに運営するかにかかわる問題である、とする。

特区の性質を討論する際に、ある同志は、経済特区の性質と特区経済の性質を区分しなければならず、二つの概念を混同できない、とする。従って、経済特区は社会主義的性質の特区であり、それは資本主義の輸出加工区もしくは自由貿易区と異なる特徴をもつ、とする。

ある同志は、特区経済の性質を分析することが経済特区の性質を検討する上での基本的前提である、とし、特区経済の性質から経済特区の性質を直接的に説明することを主張する。これによって以下の四つの異なる見解が生まれる。

第一の意見は、中国は社会主義国家であり、特区の試験的実施は四つの現代化の実現に奉仕するものであり、従って特区の性質は社会主義であるべきである、とする。

第二の意見は、特区の性質の言い方は単純化できないのであ

り、国家資本主義を主とする、多種類の経済要素が併存する社会経済機構であると言うべきである、とする。理由は、国家資本主義的要素が特区経済において主要な地位を占めるが、国家資本主義によってのみ特区の性質を表現し概括するならば、特区における国営、集団および個体経済を落とすこととなり、明らかに特区の現実と合わないということである。

第三の意見は、特区の性質は国家資本主義にはかならない、とする。理由は、特区の本質を体现できるものは国家資本主義にはかならず、国家資本主義経済が存在しないなら特区は存在しない、ということである。特区の性質を定義するには、多種類の経済要素を含む必要はない。それとは全く反対に、副次的なものを捨象し、本質を反映する経済要素を掌握して定義してこそより科学的となる。

第四の意見は、特区は二重の性質をもち、つまり社会主義的性質を帯びるとともに、資本主義的性質をも帯びる、とする。その資本主義的要素は社会主義国家の監督と制限を受ける。このような社会主義的条件下の国家資本主義の発展方向は社会主義を発展させることであり、社会主義的性質の側面が基本である。このような観点に近いものに、さらに二つの言い方がある。つまり、一つは経済特区の性質を、経済特区は「社会主義と資本主義の二つの経済制度の併存する中間地帯である」と表

現し、もう一つは「特区の性質は社会主義的上部構造プラス国家資本主義を主とする多種類の経済要素が併存する地区」であるとする。

(二)特区における外国資本・香港資本の単独企業の性質の問題について

一つの意見は、外国資本・香港資本の単独企業は合併・共同企業と同じように、国家資本主義的性質に属する、とする。理由は以下にある。(1)レーニンの定義に拠れば、社会主義的条件下の国家資本主義はプロレタリア国家の監督と制限を受ける資本主義にはかならず、外国資本・香港資本の単独企業はちょうどこの種類の企業にはかならない。(2)特区における外国資本・香港資本の単独企業は、解放初期の私的資本主義企業と異なる。前者は国家が計画的に導入するものであって、中国の法令に従い、契約経営年限を厳守しなければならない。後者は歴史的に遺留されてきたものであって、国家が計画的におこすものではない。(3)外国資本・香港資本の単独企業は特区の範囲内においてのみ存在し、海外投資家は土地に対して使用権のみをもち所有権はもたず、土地の賃貸はある意味において中国側の投資であると思ないうる。

上述の意見とは反対に、もう一つの意見は、外国資本・香港資本の単独企業は私的資本主義の性質に属する、とする。それ

は、以下のような理由による。つまり、(1)国家と結びつきをもつものだけが国家資本主義である。それに対して、外国資本・香港資本の単独企業は、経済的に、とくに供給・生産・販売の分野において、中国と結びつきを生じないか、もしくは計画の軌道に組み入れられていない。(2)世界的にいかなる経済的特区における企業も所在国の法律および法令に従わなければならない、中国側の監督と規制を受ける外国資本・香港資本の外資単独企業が国家資本主義である、とは言いえない。(3)外国資本・香港資本の単独企業は、生産手段占有権・製品分配権・経営管理権のいずれからみても合併・共同企業と異なり、それを私的資本主義と呼ぶのが比較的に適切である。

(三)特区の試験的実施の意義と役割について

比較的に一致した意見は、特区の試験的実施が、外国資本、香港資本、先進的技術、管理方法の導入、輸出入貨獲得の拡大、労働力就業の部分的解決等にとって積極的意義と役割をもっている、ということである。

ところが、特区の試験的実施の意義と役割に対する評価において、二つの意見にわかれる。一つの意見は次の通りである。

つまり、特区は体制改革の実験地として、全国の経済体制改革に対して大きな影響を与え、香港・マカオの人心の安定および台湾の祖国復帰をかちとる上で大きな意義をもつ。特区が全国各

地の輸出を代理援助しリードして、中国の「輸出代行」を促進する役割をもつ。もう一つの意見は、世界各国の加工区を総覧すれば、その具体的役割は基本的に一致する、とする。しかし、中国は大国であり、特区がこれらの側面で發揮する役割は結局限られている。もとより特区の試験的実施は香港・マカオの安定と台湾の祖国復帰にとって一定の影響をもっているが、この問題を解決する上でいっそう主要なことは、国内政策の正しき、経済上における比較的に大きな発展の達成に依拠することである。ほかに、外国資本・香港資本、先進的技術等の導入について、国内のその他の地区が対外開放政策を堅持さえすればなしうるものである。特区の試験的実施の実践が物語るように、特区の意義と役割は、主に、対外開放政策をいっそう全面的に実行できるか、外国資本・香港資本をいっそう集中的に導入できるか、そしてそれによって中国の機構改革、体制改革、經濟管理の改善等の側面に対して実験地を提供できることにある。

二、特区の計画と市場関係の問題について

大多数の同志は、經濟特区の形成以後、特区の經濟は計画指導下の市場調節を主とする經濟体制であるべきだ、とする。理由は次の通りである。つまり、(1)特区企業の大部分が対外企業である。(2)製品が國際市場に直面している。従って、市場經濟

を主としなければならない。しかし、特区はやはり中国社会主義經濟の範圍内にあって、それは計画指導を離れることはできないのであり、そうでないなら特区の建設と發展は方向を見失い、盲目性に陥いるであらう。

しかし、計画指導をいかに理解するかの問題において、また二つの異なる意見が存在する。多数の同志の意見は、計画指導は主に國家のマクロ的計画指導を指す、とする。理由に次の五つがある。つまり、(1)導入する項目、設備、技術および管理經驗は、國家の全局の利益を考慮して選択しなければならず、とくに重要な項目の導入は國家が全体的に考慮して配置し審理・批准すべきである。(2)特区は國際市場に直面しているが、またよりどころとして内陸部を必要とする。特区が形成された後にも、必要とされる若干の原材料、生活手段、交通設備、技術・管理幹部等は依然國家の支持を必要とし、國家計画に組み入れなければならない。(3)特区は「外国から導入」するだけでなく、「内陸部との結合」もしなければならない。内陸部から特区に来て企業をおこすには、國家計画によって配置しなければならない。(4)特区の製品の輸出は國家の輸出割り当て額相当とし、とくにいくつかの製品について海外投資家がどれだけの割り当て額を占めるかは國家計画によって分配しなければならぬ。(5)特区の建設は、國家の四つの現代化建設の構成部分の一

つであり、その設置そのものが国家計画の分配を離れられず、特区全体の建設と発展も国家計画の指導を離れることはできない。もう一つの意見は、計画指導は地方のミクロ的計画指導を指し、深圳について言えば三二七・五平方キロメートルの特区の範囲内における地方のミクロ的計画指導を指す、とする。特区の計画が国家計画とつながりようがないのは、国家計画が比較的に具体的であり、「縦割り」によって、制定される指標体系だからである。それに対して、特区は「横割り」を主とし、「縦割り」計画を推進するのが難しい。国家計画も特区の経済活動を計画に組み入れるのが難しい。そのため特区は経済上自ら一体を成し、市場に対して調査および科学的予測を行ない、各種のフィジビリティ・スタディを進め、中長期計画および企画を制定し、省・中央に報告しなければならない。特区は指令性の計画を行なうべきでなく、指導性もしくは予測性の計画、つまり、ゆるやかで弾力性に富む計画を行ない、立法手段と経済的デコを通じて企業に対して影響を与えるものとする。

特区の計画と市場関係に関する第二の意見は、特区は市場調節を実行し計画指導を必要としない、とする。なぜなら、経済特区は国際資本の方を向き、製品は主に国際市場に向けられ、そのため国際資本の運動法則を遵守しなければならないからである。正に中国卓球チームが国際競技に参加するのと同様に、

国際競技規則を遵守しないなら競技を行ないようがない。従って、特区経済は純粋な市場経済であるべきであって、計画によって指導する必要はないし、またそうすることもできない。特区は相対的に独立した地区となるべきであり、国家は関与しない方がよい。世界の各地の加工区の状況から見ると、およそ国家の関与の少ない場合が成功を収めており、そうでない場合は失敗している。

第三の意見は、計画経済が特区のマクロ経済の政策決定において主導的作用を果たし、ミクロ経済が市場調節を主とする、とする。マクロの政策決定に対する計画経済の主導的作用は、主に、特区の関税・経営税・所得税・車輛使用鑑札税・土地使用料、特区賃金の最低水準等を規定する。特区の発展の全体的方向、主要な項目の導入、基礎建設の規模、工場設置の地点および就業人数と賃金アップの幅等に対して影響を与える。それぞれの異なる企業のミクロ的政策決定については、国際市場の競争の影響を受けることによって、その生産は国際市場の商品価格の上下によって拡大するかもしれないが決定されるのであり、主に市場調節の主導的役割を体现する。

三、特区の経営方式と特区の貨幣発行の問題について

(一) 特区の経営方式問題

特区の建設要求と発展趨勢から見て、対外企業は、経営方式上、いかなる方式を主とすれば中国側にいっそう有利であるか、このことは特区の経済発展において検討に値する重要な政策決定問題である。これについては二つの異なる見解がある。一つの意見は、経済特区は外国資本・香港資本の単独企業の発展に力を入れるべきである、とする。理由は次の通りである。

(1) 中国側はこのような種類の企業に対して経済的責任を負う必要はなく、危険を負担する必要はないが、土地使用料、所得税および労務費等の徴収を通じて外貨を獲得することができる。
(2) 外国資本・香港資本の単独企業は、特区の各方面と債権、財産の清算・換算・利潤の分配等の側面の矛盾を生ぜず、企業の発展に有利である。(3) 若干の技術設備が比較的先進的であって暫時中国と合併を望まない企業を導入することができ、中国側が先進的技術と管理経験を学習するのに有利である。

もう一つの意見は、特区の対外企業は合営(つまり合併、共同経営)企業を主とすべきである、とする。それは、第一に、社会主義国家が特区の設置にあたっていっそう多くの経営自主権、管理権および支配権の掌握を考慮しなければならないが、外国資本・香港資本の単独企業に対して中国側は支配・管理しにくいからである。第二に、中国側が外国資本・香港資本の単独企業から得られる利点の大部分は合営企業においても解決し

うる。第三に、危険の問題については、外国資本・香港資本の単独企業にも危険があり、それに危険が発生すれば、中国側の税収所得も減少する。それに対して、合営企業では、双方が緊密に協力し、共同で関連問題を解決する限り、危険を少なくしさらに避けることもできる。第四に、合営は外国資本・香港資本の単独経営よりも国際市場の状況・情報を掌握し、製品を国際市場に進出させる上でいっそう有利な条件を備えている。第五に、深圳および珠海特区では五種類の経営方式の中で、合営方式の比率が実際に八〇%以上を占めており、目下存在する「原料加工、委託加工、設計図加工、補償貿易」の企業はすでに実践から、比較対照をへて、合営形態を選択している。いっそう重要なことは、合営企業の指導機構および事務機構がいずれも中国側を主としており、このことは、中国政府の公布する法令・政策および管理条例を徹底的に実施する上に有利であるだけでなく、特区の全体的発展計画が徐々に実現される上にも有利である。

(二) 特区貨幣を発行する必要があるか否かの問題について
この問題については、大体において二つの見解がある。一つの意見は、外貨を貯えるために兌換自由な特区貨幣を発行すべきである、とする。理由は次の通りである。つまり、(1) 特区貨幣の発行は、国家の貨幣統一を破壊するものではない。歴史的

には先例があり、例えばイギリスのマン島は自らマン・ポンドを発行して経済効果がとても良く、危険を言う人はきわめて少なかった。(2)いかなる事業の革新と創設にもひとしく危険がある。しかし特区貨幣の発行量に対して気を配り、流通の必要に相当の特区貨幣を発行する限り危険を懸念するまでもない。(3)特区貨幣の発行は、特区経済の発展、つまり投資環境の改善、外国資本・香港資本に対する吸引力の増大、中国側の発行利益の獲得、各地の人民幣が物資購入のために特区へ流出するのを阻止すること、一品多価現象の一掃と市場物価の安定、特区の市場経済への移行、国外市場との結びつきの確立等にとっていずれもきわめて有利である。

もう一つの意見は、当面の情況から見て当分の間特区貨幣を発行しない方がよい、とする。その理由は、特区の商品流通が特区の貨幣流通の基礎であり、貨幣流通量は商品流通量に照応しなければならぬ、とする。目下の特区工農業の経済的基礎は薄弱であって、商品生産能力が比較的に低く、市場物資の大部分は非特区の供給に依存している。特区貨幣の発行を急げば、物資の不足によって商品価格の暴騰をもたらし、値下りがちな特区貨幣は国際金融市場において足場を固めようがなく、海外投資家に投資の確信を失なわせる。特区は香港・マカオ市場から生産手段と生活手段を輸入しており、特区経済の基礎が

香港・マカオに及ばないことによって、特区貨幣と香港貨幣の兌換計算問題が簡単には解決できず、そのため巨額の外貨を使ってやっと物資基盤の不足を補なうことができる。特区と非特区との経済的結びつきにおいて、特区貨幣と人民幣の兌換率問題も存在する。このような考えをもつ同志は、外貨兌換券を特区貨幣にすることが比較的に適切である、とする。なぜなら外貨兌換券は外貨価値だけでなく人民幣の価値をも有し、特区の金融管理に有利であるからである。

四、特区の土地使用料の性質・計算問題について

土地使用料の性質問題については、席上二つの異なる見方があった。一つの意見は、特区の土地使用料（つまり地代―以下同）は資本主義地代と異なり、それは社会主義的性質をもつ、とする。その理由は次の通りである。つまり、土地使用料の帰属から見ると、土地所有権が社会主義国家に属することによって、土地使用料も中国勤労人民の所有に帰する。土地使用料の来源から見ると、それは中国の特区労働者が創造する剰余価値に属し、搾取と被搾取の関係は存在しない。もう一つの意見は、特区の土地使用料は社会主義と資本主義の二つの性質を合わせもつ、とする。それは次の理由による。つまり土地使用料の帰属から見ると、土地所有権は社会主義国家に属するが、土

地使用权は海外投資家に譲渡し、海外投資家は再度の譲渡もしくは製品の販売権に対する独占を通じて、そこから地代を取得する（このことは、不動産業において特にはっきりと示される）。土地使用料の来源から見ると、その中で特区の労働者が創造する剰余価値を排除できないのであるが、今日の生産の社会化の高度の発達によって、特区の経営業種が多種多様となり、従ってその地代の来源も必ずや多面的で多種の道筋となる。期間から見ると、海外投資家は十年ないしそれ以上に長い期間土地を使用するに必要な土地使用料を一度で支払う場合、それをも特区労働者が創造する剰余価値であると理解することはできない。従って、土地使用料は二重の性質をもつ。

論文および討論の中では、さらに土地使用料の計算問題に及んでいる。若干の同志は次のように考える。マルクスの地代論が生成・成立のよりどころとする自然条件・経済条件が特区において大体存在しており、従ってマルクスの地代の資本化、絶対地代、差額地代、土地利息理論は土地使用料計算の理論的基礎であり、目下特区の実際と結びつけて、特区土地使用料の科学的計算体系を確立すべきである。

土地使用料の徴収が内外で相違があるべきか否かの問題において、ある同志は内外で違いがあるべきであり、「内陸部と結びつきをもつ」企業は「外国からの導入」企業よりもいっそう

優遇すべきである、とする。また、ある同志は次のように考える。特区は閉鎖的な国家資本主義を主要な要素とする経済体系として、「内陸部と結びつきをもつ」企業かそれとも「外国からの導入」企業であるかにかかわらず、土地使用料を同一に徴収すべきであり、このようにしてこそ特区の有限の資源―土地に対して、合理的な開発と科学的利用を行なうことができる。

五、特区の立法、仲裁および精神文明問題について

(一) 特区の立法原則の問題について

ある意見は、特区の立法原則は、国家主権を擁護すること、平等互惠、自発的意志による協議および等価有償を実施すること、特区の特殊な政策・弾力性のある措置、強行規定と弾力規定を反映すること等の原則を含むべきである。もう一つの意見は次のように考える。つまり、特区の立法原則は、平等互惠、等価有償、優遇付与等の内容を堅持しなければならないことはもとよりのこと、さらに特区において作用する社会主義と資本主義の経済法則を反映し、市場調節を主とし計画調節を従とする、特区经济管理体制の原則を体现しなければならない。

(二) 特区が仲裁機構を設置するか否かの問題について

ある人は、目下のところ特区、とくに深圳特区に仲裁機構を設置することが非常に必要である、とする。その理由は次の通

りである。つまり、(1)仲裁は司法訴訟に比べて融通性があり、簡略で、適時で、秘密を保持できる等の長所をもっており、双方の争いが協議で解決できないときは、仲裁方式による解決が比較的良い。(2)深圳に仲裁機構を設置すれば、事の大小を問わずすべて北京の中国貿易促進会対外経済貿易仲裁委員会にて仲裁することを避けることができ、また、時間と費用を節約することができ、問題は適時に解決され、中国と外国の双方にとって比較的に便利である。ある人は深圳の仲裁機構はゆっくり設置するのが適当であるとする。その理由は次の通りである。

つまり、目下のところ特区法制はまだ完備されておらず、専門の法律技術人材も相当に不足しており、あわてて仲裁機構を設置すれば、以下の三つの状況が出現するにちがいない。つまり、海外投資家が契約締結の際に、深圳を仲裁地にすることを拒否する。深圳を仲裁地することに同意しても、その他の方法を使用して条項を履行しないようにする。海外投資家の総会社の登録地の裁判所が深圳仲裁機構の裁決を実施しない可能性がある。

(三) 特区の精神文明問題について

討論では、特区の精神文明に関する言い方に及んでいる。ある同志は、特区の精神文明の建設はいっそう開放された地区で行なうものであり、内陸部とは異なる特徴をもち、内陸部の精

神文明と区別するために、言い方の上で「社会主義」の四字を省略すべきである、とする。多くの同志は、特区の精神文明は社会主義的精神文明にはかならず、全国のその他の地区においてかそれとも経済特区においてであるかを問わず、精神文明建設の全体的内容と要求は一致するものである。特区精神文明の基準を引き下げるべきではない。

会議は、さらに、特区の条件の変化が特区の精神文明の建設に対してもたらす影響について評価を行なった。一つの意見は、特区の試験的实施以来、特区人民の精神面に良くない影響をもたらしているとし、特区はひどくみだれ全体的に真黒であるとする。大多数の同志は、特区の設置以来特区の精神文明の建設に対して、積極的影響が主流であって、消極的影響は支流である、とする。特区建設の飛躍的發展が特区人民の闘志を鼓舞し、民族精神を振り立たせた。人民の生活は特区の發展につれて日ましに向上し、人民はいっそう党の政策の英明さを感じている。二つの制度の対比において社会主義制度の優越性をいっそう確信している。特区の経済的發展は、特区の科学・教育・文化事業の發展を促進しており、これらはいずれも積極的な影響である。当然ながら、消極的な影響も存在する。例えば、飲食娯楽の人生哲学が若干の人の思想の中で成長している。というのは大学生と小学生の特区における就業賃金が基本

的に似通っていて、一部の学生の文化科学知識学習の要求等を低めているからである。しかしながら、この側面の活動を強化しさえすれば、転換することが困難ではない。

六、特区建設の強化についての建議

参会者の代表は、さらに特区建設の強化について以下の建議を提起した。

(1) 国家が「経済特区の設置」を憲法に書き込み、特区の各条例、法規を合法化するよう建議する。このようにすれば海外投資家に特区における投資、工場設置の安心感を増大させることができるだけでなく、特区の幹部に特区をしっかり運営する信念をゆるぎないものにさせることもできる。

(2) 関連部門は特区に対する宣伝活動を強化し、国内外のいっそう多くの人々に特区を理解してもらうべきである。

(3) 中央および関連部門は前後一致して特区の「特殊な政策、弾力的措置」の実施を支持すべきであり、特区をして真に「特」たらしめるべきである。

(4) 特区の教育は自らの特徴をもつべきである。将来の特区の発展と対外交流の必要につれて、小学一、二年生から外国語を教えることを考慮すべきか否か、また、特区の中等、高等学校の外国語学習が相当に大きな比重を占めるように保証すべきか

否か。

(5) 特区の人材が不足しており、中央および各省市が大いに支持して優秀な技術幹部、经济管理幹部を選んで特区を充実させ、特区の経済建設を早めるよう建議する。

(広東省社会科学学院経済研究所・孝克華が整理する)

III 深圳経済特区経済理論座談会紀要

深圳市経済学会と市委員会政策研究室は、中国の一部の経済研究関係者を招請して、四月一〇日―一八日深圳市において座談会を行ない、深圳特区の若干の理論的問題を討論した。座談会参加者は、千家駒、陶大鏞、吳大琨、卓炯、賀錫聖、谷書堂、余開祥、洪文達、張薰華、陳肇斌、李華杰、梁文森、伍池新、邱永治、欧宣德、許隆等の一七名の同志である。會議の期間中、市委員会秘書長鄧尔康同志による中央が最近召集した沿海都市座談会の主旨に関する伝達、市委員会政策研究室主任卢祖法同志による深圳特区の情況についての紹介および市計画委員会・市物価局による市場調節の実行、価格体制と管理方法の改革に関する意見、財政貿易所による外資銀行事務所の昇格問題についてのいくつかの意見を聞き、深圳特区に関する各種の調査統計資料を閲覧した。座談会は、重点的に、中国経済特区の性質に関する問題、特区はいかに国家計画の指導の下に市場調節を実

行するかについての問題、特区経済に適合する価格体制をいかに確立するかについての問題、外資銀行が深圳特区において支店を開設することの必要性和可能性についての問題を討論した。

今回の会議は、市委員会指導部が重視し、政策研究室が大量の参考資料を準備し、市委員会各関係方面の大きな支持がなされたことによって、中央が開放政策の不変と十四の沿海港湾都市と海南島のいっそうの開放を決定するという、とてもすばらしい情勢の鼓舞の下に、同志たちは意気軒昂で、発言は活発、討論は熱が入り、また真剣に責任を果たし、会議は成功裡に開かれた。会議の終了後、市委員会は學術報告会を行ない、千家駒、陶大鏞、吳大琨、洪文達、陳肇斌の五名の同志が座談会を代表して報告書を作成し、市委員会の指導的同志および特区の各級幹部がいずれも報告会に出席し、最後に梁湘同志が講話を行なった。ここに四つの問題の討論意見を以下に分述する。

第一、経済特区の性質に関する問題

参会の同志は一致して、経済特区の性質の討論は、理論的意義をもつだけでなく、大きな現実的意義をもつ、とする。なぜなら特区は一つの新事物であって、中国では史上前例がないか

らである。それは非特区と異なるだけでなく、資本主義国家の、いわゆる「輸出加工区」もしくは「自由貿易区」とも異なる。経済特区の性質に対する正しい認識は特区の各政策の制定と対内的対外的宣伝に役立ち、もしも特区の性質について共通の認識がないなら、結局のところ社会主義を行なっているのかそれとも資本主義を行なっているかがはっきりせず、われわれは特区の経済建設を意気盛んにはできないのであり、国内の大衆を説得するに十分な理由がないだけでなく、外国資本家が喜んで特区に投資しなくなる。今回の十分な討論を通じて、会議は次のように考えた。

(一) 特区の社会的性質を経済的性質と切り離して論ずるのが適当である。深圳が行なっているものは「経済特区」であって「政治特区」ではない。それは、将来主権を回復した後の香港および将来祖国に統一される台湾と異なる（香港・台湾は政治特区であって経済特区ではない）。それゆえ、特区の社会的性質を経済的性質と切り離して論ずれば、事実合致するだけでなく、理解にも便利である。社会的性質について言えば、特区は社会主義であり、それは中国の偉大な社会主義祖国の構成部分の一つである。特区の経済建設を指導するのは中国共産党であり、深圳においても同様に四つの基本原則を堅持し、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想をわれわれの指導思想とする。

特区の建設は中国社会主義の四つの現代化建設を早めることを目的としており、高度の社会主義的物質文明を実現するとともに、社会主義的精神文明の建設を重視しなければならない。それゆえ、特区の社会的性質が社会主義であるということは、いささかの疑いもないことである。

(二) 特区の経済的性質について、会議は、それは国家資本主義を主要な要素とする経済であり、多種類の経済の併存する総合体である、とする。なぜなら、特区は主に外資導入に依拠し、外資の中にはさらに外国商社の単独企業、合弁企業、共同経営企業等々があるからである。外国商社の単独企業も国家資本主義の範疇に属するのであり、そのことは土地がわが国家のものであるからだけでなく、それがわが社会主義国家権力の管理に服従しなければならないからである。このような国家資本主義は資本主義国家の国家資本主義と異なり、わが社会主義国家の管理下の国家資本主義であり、これこそレーニンのいうところの「われわれが制限を加えることができ、その限界をさだめることができるような資本主義のことである。」(『レーニン全集』大月書店版第三三巻、二八二頁)ここに言う「われわれ」とはレーニンがすではっきり指摘しているように、プロレタリアートにはかならないし、労働者階級の先鋒隊にはかならない。深圳特区には、外資企業と外資参加企業があり、さらに国营

企業・集団企業があるだけでなく、これらの企業も発展し強大になりつつある。それゆえ、特区の国家資本主義は唯一の要素ではなく、主要な要素にはかならないのである。多数の同志は、特区の経済的性質は以下のように表現できるとする。つまり、「経済特区は社会主義国家の管理(もしくは指導)下における、国家資本主義を主要な要素とする多種類の経済の併存する総合体である。」や「詳細に説明すれば、経済特区は中国の社会主義的な四つの現代化建設に利するために、社会主義国家の管理の下に一定の地区を画して、いくつかの特殊な政策と特殊な管理体制をとり、外資を導入し、先進的技術・先進的管理方法を導入する。香港では「台湾は香港を見、香港は深圳を見ている」という言葉が流布している。この言葉には一定の道理がある。経済特区設置の目的は四つの「窓口」(技術、知識、管理、対外開放政策)の作用を発揮するほかに、香港の繁栄を保持し、台湾の祖国復帰に有利な戦略的意義を有する。

それゆえ、特区の経済的性質を明確にすれば、われわれは意気盛んに外資を導入し、対外開放政策を大胆に推進することができるのであり、このことは資本主義の道を歩むものではなく、資本主義を利用して中国社会主義現代化建設を早めることであり、社会主義制度の優越性と強大な生命力を充分に示している。

(三) われわれはまた、海外投資家の資本の導入が彼らに一定の利潤を与えなければならず、彼らが中国のいくつかの地区において若干の搾取を行うことを認めるものであることを見てとるべきである。このような搾取は避けられないものである。正にレーニンの述べるように、惜しみなく金を使って「国家資本主義に多くの貢納を支払っても、それはわれわれをほろぼさないばかりか、もっとも確かな道をとってわれわれを社会主義に導いてくれるであろう。」(『レーニン全集』大月書店版、第二七卷三四一頁)

レーニンの国家資本主義に関する上述の指導思想を復習すれば、われわれが「左」もしくは右の攪乱を避けられるだけでなく、次のことを認識することもできる。つまり、われわれが経済特区を設置するのは、社会主義を行なうのであって資本主義を行なうのではない。それとともに、海外投資家にわれわれの開放政策が真剣なものであり、彼らが特区において投資して利潤を取得することをわれわれが許すことも言葉通りであることを確信させることができる。このことは、彼らにとって有利であり、われわれにとっても有利である。

第二、深圳特区が国家計画の指導の下に市場調節をいかに実行するかに関する問題

(一) 特区経済が市場調節を実行する根拠および市場調節の内容
市場調節を実行する根拠は次の通りである。つまり、1、特区経済は国家資本主義の要素を主とし、形態の異なる国家資本主義企業は計画にもとづいて事を運ぶものではない。2、特区は外資利用を主とし、生産手段と生活手段は相当程度において輸入に依拠し、製品は国外販売を主とする。従って、一定の意義から言えば、特区市場は国際市場と緊密に結びついており、国際市場の運動法則の制約を不可避的に受け、市場機構が必然的に経済操作の基礎となる。

市場調節の主要な内容は次の通りである。1、特区の大多数の企業の生産、供給、販売は国家計画によって按配されず、企業が市場情報にもとづいて自ら決定する。2、農産物の生産・販売も同様に市場調節を受け、統一買付、割り当買付および割当証による販売ではない。3、クレジットと外資の出入は同様に市場の変動によって調節される。4、大多数の商品と労務の価格は企業が自ら定める。5、労働法規の範囲内で賃金は企業が自ら定め、人員は移動することができる。

(二) 市場調節に対する計画的指導

上述の市場調節は計画指導の下に行なわれるものであり、それは次の理由による。1、特区経済は中国国民経済全体の一部分であり、それは内陸部の経済と密接な結びつきをもち、国民

經濟の巨視的利益に奉仕しなければならない。2、特区の經濟的發展の全体的計画は、中国の國民經濟全体によって制約されるものであり、導入する大型項目も國務院の承認を必要とし、特区の發展方向、産業構造および工業部門の構造等の側面は、いずれも中国國民經濟計画の全体的要求と合致しなければならない。3、特区の銀行、交通運輸、電信、公益事業およびその他の基礎施設は基本的に國家經營であり、國營企業も一定の規模をもち、またひきつぎ發展しており、このことが特区の經濟活動に対して計画指導を行なう基礎を形成するのである。

計画指導はマクロの指導である。特区は全体として、上から下への縦割りを通じないで、國家計画の指導を受け入れる。それは以下のことを含む。1、特区の經濟計画は國民經濟發展全体の要求を體現し、國家の批准を経なければならない。2、關鍵的全局的重点的項目は國家の批准を経なければならない。

3、内陸部との結合は計画的に進めなければならない、製品の國內販売の比率は國家が確定し、国外販売が國家の割当額をどれだけ占めるかは、國家によって統一的に按配しなければならない。特区政府の計画指導は次のことを含む。(1)中長期および年度の經濟的社會的發展計画を制定するにあたっては、計画が指導的、誘導的、予測的である。(2)計画にもとづく場合、主に經濟手段を通じて經濟活動に対して関与と調節を行なうことを求

める。國家と市政府の計画指導はいずれもマクロ的性質に属するものであり、企業活動は市場機構にもとづいて行なわれるものである。あらゆる企業は市場競争の中におかれて価値法則の調節を受けるのであり、國家の調節と関与も市場機構に立脚しなければならない。

(三)市場調節作用をいっそう發揮させるために創造しなければならない条件

特区經濟はちょうど比較的に全面的な市場調節に移行しつつあり、市場調節の作用を充分に發揮させるために、おおよそ以下の条件を備えなければならない。つまり、1、自由に兌換できる貨幣で、資金の出入の自由を実現すること、2、古い價格体系の束縛をときはなし、市場の力によって調節し、世界市場價格と適合する價格体系を形成すること、3、商業信用業務の發展、株券債券の發行を含む、比較的に完備した銀行・信用体系をもち、証券市場を確立すること、4、できるだけ行政上の関与を少なくし、縦割りの管理機構を徐々に取り消し、政府の職能部門が法律・法令等にもとづいて管理を行ない、經濟手段に依拠して調節を行なうこと、5、内陸部とは管理線によって隔離し、相互の購買販売關係は輸出入と同一視する。

(四)經濟的テクを運用して經濟活動に対して関与と調節を実行する。

特区政府は、国营企業、土地およびその他の天然資源のよう
な国有財産、財政資金、国家銀行、交通運輸、電信、公益事業
を含む、自らの経済力を擁する。これを基礎に、経済政策（例
えば財政政策・金融政策等）を通じ、また経済的テコを通じて
調節を実行することができる。

1、財政政策から見ると、税収の増減、償却率の規定、製品
の買い上げ、財政補助の支払い、国营企業事業の調整を通じて経
済活動を調整し、先進技術の導入、部門機構の調整等の目的を
達成することができる。

2、金融政策から見ると、貨幣供給量の調節、利率の調整、
債券の発行・売買等の方法を通じて経済活動を調節することが
できる。

それとともに、特区政府は政權機構として、管理条例の制
定、基礎建設項目の審理・批准、項目導入の批准等の方法を通
じて法律上および行政上から関与をほどこすことができる。

要するに、われわれは次のように考える。つまり、1、市場
調節は社会主義計画経済体制に対する政策ではなく、特区経済
の客観的条件の下で必然的に形成されるものである。2、市場
調節を実行する目的は、全体として国民経済全体と結びつく、
市場機構を主導とする特殊な経済地域を形成し、外資を吸収で
きる良好な投資環境を形成することにある。3、目下のところ

市場調節に充分に役割を発揮させる上述の条件はまだ全面的に
は形成されていない。多くの人が座談において特区がまだ充分
に「特」でないことを伝えており、それは主に次の理由による
ものと考えられる。つまり、(1)旧い枠の束縛を受け、しばしば
従来の計画経済の枠を新事物にあてはめ、「計画の軌道を離脱
すること」をひたすら恐れ、つねに過去の伝統的な計画経済の
方法によって新しい問題を処理する。(2)特区の自主権はまだき
わめて不十分であり、国際市場の変化に対して適時に機敏な対
応をすることができず、さらに経済発展におけるそれぞれの問
題に対して政策決定ができない。

第三、特区に適應する価格体制をいかに確立するかの問題に
ついて

特区の価格をいかに形成し管理すべきかは、特区建設におい
て關鍵的意義をもち、また全く複雑な問題である。参会の同志
は、特区は特区経済に適合する、高度の柔軟性を備える新価格
体系と管理方法を形成すべきである、とする。これは、次の理
由による。

(一)特区の価格体系は、特区経済が全国の社会主義経済の指導
の下に国家資本主義を主とする、多種経済併存の総合体である
ことによって決定される。特区では外資導入を主とし、製品は

国外販売を主とし、国外販売製品の価格は国際市場価格に属し、計画価格ではありえない。

(二)特区は香港・マカオ市場と関係が緊密であるが、境界線で隔離後、タバコ、酒等の少数の商品のほかは、ひとしく関税の徴収を免除し、内陸部の品物が特区に売られ、輸出によって処理し、輸出商品は国際市場の競争に参加する。従って、国際市場価格の変化は、随時特区の価格に影響する。特区は、国際市場価格の変化に鋭敏に適合できる体系を確立しなければならない。

(三)例え特区の国营企業であっても、一般的には計画価格を規定できないのであるが、市場競争に参加して競争の中で自己の価格を形成するのであり、さもなくば市場の要求に適合できなくなる。

以上が、深圳の物価が市場調節を実行しなければならないことの根拠である。目下、深圳に以前から存在する価格体系と価格管理方法は正に壁にぶつかっており、このことは特区経済発展の必然の結果である。価格改革の側面では、「開放」の精神にもとづいて、この趨勢を積極的に誘導し、それを市場調節に適合する方向に向けて発展させるべきである。市場の需要供給関係と適合する価格体系を確立してこそ、特区経済の繁栄と発展にとって有利である。

参会の同志は、特区は元来の計画価格・変動価格・協議価格・定期市価格という複数の価格体系を徐々に改め、比較的に機動的な市場価格を採用すべきである、とする。政府が、水力、電力、ガス、バス、タクシーのごとき少数の公益事業の料金基準に対して、国家の規定によって統制を施す以外、その他の物価はいずれも自由に変動することができ、硬直的に規定するのはよくない。糧、油の両者は国民生活の必需品であるが、この二つの支出が、深圳の賃金水準が比較的に高い状況の下で、生活費の中に占める比重が大きくないことを考慮し、また、計画的供給および計画価格の取り消しを考慮すべきである。

市場価格の実行後、物価の大変動が生じたり、職員・労働者の生活に影響するであろうか。そのようには考えられない。まず、われわれが貨幣流通量を統制して、財政発行を行なわないかぎり、物価は大きくは上下しない。第二に、商品の供給が正常で、生産が発展し、物資が充分であれば、価値法則の作用のもとに価格も暴騰することはない。食糧価格については、これは国民生活の必需品であり、香港の方法を参考にできるのであり、食糧価格を管理せず倉庫を監督し、在庫食糧を充足すれば、食糧価格は暴騰することはない、また、市場の需要を調整するために政府は一部の糧食を統制することができる。このようにすれば、われわれは計画的供給の方法を採用する必要はない。

く、食糧価格の基本的安定を維持することができる。

最後に、職員・労働者の生活を安定させるために、物価が賃金と結合する方法を実行でき、つまり、国家は若干の国民生活の必需品を選択の上取り入れ、生活費の指数を編制し、生活費の指数にもとづいて職員・労働者の賃金を調整することができる。

第四、外資銀行が特区において支店を開設できるか否かの問題について

特区建設の発展の必要にいつそうよく適合するために、一九八二年一月から一九八三年末まで、深圳特区は前後して十一の外資銀行と金融機関を引き入れた。その中で、南洋商業銀行がそれぞれ深圳と蛇口において支店を設立し、民安保険会社が深圳において支社を設立したほかに、そのほかの八つの外資銀行はいずれも事務所を設立した。批准の順序によれば、それらは香港上海銀行、チャータード銀行、アメリカのインターナショナル・バンキング・コーポレーション、フランス・パリ銀行、東方香港スイス銀行、日本の拓殖銀行附属香港（国際）財務公司、フランス興業銀行、日本の三和銀行である。「中国人民銀行総社による、華僑資本、外国資本の金融機関が中国において常駐代表機構を設立することに関する管理方法」にもとづい

て、南洋商業銀行は支店クラスの待遇によって正常な外資銀行業務を経営している以外は、その他のいくつかの外資銀行事務所は、いずれも連絡、顧問、相談および非営利的サービス等の活動を行ないうるだけである。それらの開業の期間はそれほど長いものではないが、少なからぬ活動をしており、特区の建設のために積極的推進の役割を果たしている。

深圳特区建設の飛躍的発展につれて、少なからぬ外資銀行事務所が前後して何度も特区政府に対して事務所を支店に昇格させる要求を提出した。目下のところ、外資銀行事務所の昇格問題がすでに重要な政策決定問題となり議事日程に上っている。

外資銀行の昇格問題に関して、参加同志の意見は比較的に一致しており、この問題をしっかり解決することが特区の建設を促進する上に重要な役割と意義をもつ、とする。

(一)現在の西側資本主義経済における多国籍銀行の地位と役割を充分に認識しなければならない。

今日の西側諸国は、高度の金融資本の支配する社会であり、多国籍銀行、多国籍企業が優勢であって、諸領域に浸透しており、多国籍銀行はまた多国籍企業を操作できる各大財団の核心である。目下のところ、西側諸国の国内市場は萎縮し、貸付資本が過剰であり、従ってあらゆる方法で第三世界に割り込まなければならぬ。多国籍銀行、多国籍企業は一面で立ち遅れた

国家を擯取し、剰余価値を収奪し、他面でかれらに先進技術と管理経験をもたらし、各国の経済発展を刺激することができ。西側世界全体から言えば、「停滞・過剰」の局面が一定期間改善したいことによって、金融危機を含む各種の危機が潜伏している。

今日の金融資本の支配は、レーニンがその当時述べた金融資本の支配と比べて、すでに大きな発展をとげている。つまり、レーニンが述べたことは主に一国家の金融資本であるが、現在は全地球的な金融資本と産業資本の結合である。レーニンのおかれた時代は、産業資本と銀行資本がそれぞれ半分を占めるか、もしくは産業資本が優勢にあった。それに対して、現在、銀行資本が優勢を占め、また、産業資本を支配している。銀行資本が不断に拡大しているのに、産業資本が相対的に衰退している。このような情況のもとに、過剰の貸付資本が不可避免的に世界各地に浸透し、多国籍銀行の勢力は全世界に行き渡っている。

(二) 外資銀行事務所昇格の必要性

1、外資銀行事務所の昇格は、特区建設の戦略目標の全体的要求に合致する。深圳特区の発展計画にもとづくと、今世紀末までに合計七〇億ドル余の外資導入を必要とする。しかし、一九八三年末までに、四億ドル余の外資を導入しただけである。

外資銀行事務所を支店に昇格させることは、外資導入にとって有利である。

2、外資銀行事務所の昇格後、大量の投資家の投資をもたらし、技術集約型、知識集約型工業の導入を早めることができる。

3、外資銀行事務所の昇格後、国外から相当量の資金を調達することができ、特区の各銀行のクレジット資金の逼迫の圧力を軽減することができるだけでなく、特区の財政収入を増加することもできるのであり、そのことは地方の外国為替収支の均衡にとって有利である。

4、外資銀行事務所の昇格後、特区の建設のために各種の近代的な金融サービスを提供し、適時、的確な経済情報を提供し、顧問サービスを提供し、特区の経済と社会の発展を推進することができる。

5、外資銀行事務所の昇格後、さらに銀行業の相互競争を通じて国内金融業の発展を促進することができ、国内の各銀行が外資銀行の先進的管理方法と経験を学習し、サービスの質を向上させるのに有利であり、特区金融業の現代化建設に有利である。

要するに、外資銀行に支店の開設を認めることは政治上において特区の影響をいっそう拡大することとなり、国外投資家の

傍観と懷疑を一掃する上に有利であり、特区の評判を高め特区と世界各国の経済的結びつきと協力を強め、特区経済のいっそうの発展のために条件を創造することができる。

(三) 外資銀行事務所の支店昇格の可能性

1、目下、深圳の外資銀行事務所において、特区建設のために貢献することを望む積極性はきわめて高い。この一、二年來、各事務所は、特区の宣伝、投資家の紹介、集団借款の組織等の側面において、一定の努力をなし、特区の関連部門と広大な接触を行ない、これらの活動が支店の開設のために一定の基礎を作ったのである。若干の銀行の事務所が支店昇格を求める願望はかなり差し迫っている（例えば香港上海銀行、チャーター銀行、パリ銀行等）。

2、特区は、外資銀行に支店を開設させる条件をすでに備えている。深圳特区は四年の建設をへてすでに大体規模を整えており、良好な投資環境を形成し、九つの特区単行法規を公布し、優遇政策は徐々に完備かつ実施されつつあり、经济管理体制（金融管理体制を含む）も初歩的改革を行なっている。

3、特区内のいくつかの国家銀行は正に迅速に発展しつつあり、この二年來の南洋商業銀行の深圳における開業活動は、われわれが外資銀行を管理する上に多くの有益な経験を提供している。

上述の情況は、一部の外資銀行事務所を支店に昇格させることが可能であることを示している。

四われわれは、準備工作をまじめに行なわなければならない。

外資銀行事務所の昇格の問題について、われわれは思想上において十分に重視し、積極かつ慎重な態度をとり、準備工作をまじめに行なわなければならない。

1、法律上、特区外国為替法、外資銀行法、抵当法等のような、関連法規の制定・公布をしっかりと掌握しなければならない。外資銀行の昇格にあたって、特区の立法活動を比較的に完全にしてこそ、依るべき法をもち、法にもとづいて事を処理することができ。

2、機構上、外資銀行に対する特区の管理機構を設立し、職権を統一する。

3、人員上、金融専門幹部の育成活動をしっかりと掌握する。外資銀行事務所の昇格後、管理の特別用員が必要とされ、しっかり管理しないと受動的立場に陥ってしまう。従って今から、計画的に若干の幹部を香港に派遣したり、もしくは短期の学習あるいは研修のために外国に送り、国際金融市場と外国の銀行管理方法を熟知し、それによって今後の特区の金融管理の要求に適合しなければならない。

4、顧問機構を設立し、外資銀行導入の調査研究活動をしかり行なう。

5、電信事業の建設を早める。

われわれの準備工作が充分になされるほど、外国商社の銀行が開業後、われわれにとって有利である。

外国銀行が特区において支店を開設する問題について、なお二つの懸念が存在し、われわれは打ち消さなければならぬ、と考える。一つは、外資銀行が支店開設後中国の金融市場を独占することを恐れる。二つ目は、中国の国内銀行が外資銀行と競争して勝てないことを恐れる。このような二つの懸念は、いずれも不必要と考える。解放後の新中国は、半植民地の旧中国と根本的に異なる。旧中国においては、帝国主義者はわれわれの税関と対外貿易を支配し、かれらは治外法権と租界を擁し、多くの外国商社の銀行も紙幣発行権をもった。外国銀行は中国法令の拘束を受けず、中国の金融市場を独占もしくは操作することができた。現在の情況は根本的に異なり、われわれには強大な国家機構があり、外国商社は治外法権や租界をもたず、さらにわれわれには後盾として強大な国营企業があり、交通、郵便、電信、税関、対外貿易等は完全にわれわれ自身の手掌握されており、外国銀行の支店開設後、われわれは管理し制限を加える力を完全に有する。ましてや外資銀行が多く開設され

ればされるほど、かれらは独占できないのである。それゆえ、独占を懸念することは考え過ぎというものである。

中国の銀行が外資銀行と競争して勝てない心配するにいたっては、おおよそ不要というものである。中国の銀行の管理は立ち遅れており、情報は迅速でないことも事実である。しかし、こうであるからこそ同業間の競争が必要なのであり、そうすれば中国銀行の現代化の方向への発展を促進することができる。

外資銀行の支店開設後に、中国の銀行と住民の預金吸収の競争を防止するために、われわれは外資銀行法において、外資銀行は中国の貯蓄・預金を取扱ってはならない、と規定する。

以上の諸点は、今回の座談会における四つの問題に対する共通した意見である。説明を要することは、市場調節、価格体制および外資銀行の支店開設を問わず、いずれも特区の貨幣問題に関連しているということである。座談会ではこの問題を討論していない。

しかし、特区の貨幣が一旦発行されれば、市場と物価情況は重大な変化を生ずる。次に、管理線の設置後、深圳は内陸部といっそう隔離され、内陸部の商品が特区に輸入され、輸出と同じく、深圳の商品が内陸部に運搬・販売されれば輸入と同じくなる。この二つのことは深圳の市場に大きな変化をもたら

し、われわれは若干の情況について予測できるが、それが困難な場合もある。従って、特区の市場調節と物価体系に対する、われわれの建議は大きな限界性をもっている。管理線の設置と特区貨幣の発行につれて、情勢が変化し、われわれの具体的建議は実践の中で修正しなければならない。

今回の座談会は、十分な討論を経て若干の成果を得たが、結局のところ時間の制限により、その上に特区の情況についてのわれわれの調査研究が充分でなく、全面的かつ深く理解していないことによって、不十分な点や誤りがあるかも知れない。特区の指導的同志の参考に供し、不適當なところは批判、叱正願いたい。

深圳経済特区経済理論座談会

一九八四年四月二四日